

特定調達契約における競争入札の参加者の資格に関する審査基準

30 公大首総会第 324 号

制定 平成 30 年 11 月 28 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 令和 6 年 5 月 9 日

東京都公立大学法人における特定調達契約の特例に関する規程（平成 30 年度法人規程第 7 号。以下「特例規程」という。）第 3 条及び東京都公立大学法人における特定調達契約に係る物品等又は特定役務の調達手続要領（以下「特例要領」という。）第 4 条の規定により、東京都公立大学法人（以下「本法人」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（法人又は個人事業者に限る。）に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定める。

第 1 競争入札に参加することができない者

- 1 東京都公立大学法人契約事務規程（平成 17 年度法人規程第 26 号。以下「契約事務規程」という。）第 3 条の規定に該当する者
- 2 契約事務規程第 4 条の規定により、本法人の発注する契約の競争入札に参加できないこととされている者

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格及び審査方法

- 1 物品の買入れその他の契約について競争入札に参加する者に必要な資格は、申請者の履行能力に基づき、別表 1 に示す営業種目ごとに発注標準金額に応じた A、B 及び C の 3 等級格付並びに無格付の 4 区分とする。

審査の方法及び基準は、(1)に掲げる客観的審査事項及び(2)に掲げる主観的審査事項を対象に、別表 2 を適用して得た客観的審査事項の等級と別表 3 を適用して得た主観的審査事項の等級のいずれか下位の等級に格付する。

営業種目別売上高のない者は、当該営業種目につき無格付とする。

(1) 客観的審査事項

ア 年間総売上高 申請日の直前に終了(確定)した事業年度(以下「審査対象事業年度」という。)の決算における総売上高(審査対象事業年度の月数が 12 か月に満たない場合は、審査対象事業年度の売上高に、前事業年度の総売上高を同事業年度の月数で除した額にその不足する月数を乗じて得た額を加えた額)。ただし、2 (1)アに該当する ISO 等の認証取得者は、2 (2)の割増率を加算した後の額とする。

- イ 自己資本額 審査対象事業年度の決算における自己資本の額(法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額、個人にあっては貸借対照表における資本の合計額)
- ウ 従業員数 申請日時点で事業に常時雇用している従業員の数
- エ 流動比率 審査対象事業年度の決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)
- オ 営業年数 申請日までの営業年数
- カ 障害者雇用の割合 雇用している労働者数に対する雇用している障害者である労働者の割合(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく実雇用率(障害者雇用率制度))

(2) 主観的審査事項 審査対象事業年度の決算における別表1の営業種目別売上高

2 I S O等の認証取得者の取扱い

(1)に該当するI S O等の認証取得者は、年間総売上高に(2)の割増率を加算する。

(1) 対象とする適用規格等

ア 適用規格 I S O9001 又は環境マネジメントシステム(I S O14001、エコアクション21、エコステージ及びK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードを対象とする。)

イ 審査登録機関の取扱い 国際標準化機構のI S O規格については、公益財団法人日本適合性認定協会(以下「J A B」という。)又はJ A Bと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を取得していること。また、エコアクション21、エコステージ及びK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次表のとおりとする。

エコアクション21	一般財団法人持続性推進機構の認証を取得していること。
エコステージ	一般社団法人エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ2以上の認証を取得していること。
K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード	特定非営利活動法人K E S環境機構又は特定非営利活動法人K E S環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ2以上の認証を取得していること。

(2) 各認証取得に対する割増率 新規登録者は、1(1)アの年間総売上高の3%、継続登録者(認証取得から3年を経過し、1回以上の更新審査を受け、現に登録している者)は5%とする。なお、I S O9001と環境マネジメントシステムを重複して取得している場合は、両方の認証について加算できる。

3 競争入札参加資格は、特別の理由がある場合を除き、申請日前2年以内において、発行した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者には与えない。

第3 申請の期間及び方法

物品の買入れその他の契約の競争入札に参加することを希望する者は、本法人のホームページにアクセスし、「入札参加資格申請書」を取得し、必要事項を記載し、当該入札参加希望案件の申出期間内に本法人の契約担当部署（総務部会計管理課契約係）へ提出すること。

申請書の記載は、「東京都物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き（以下「申請の手引」という。）」により行うこと。（以下 URL を参照）

<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp>

第4 申請に必要な書類

- 1 申請に当たっては、申請書の他に次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、本法人が必要とする場合は、別に追加資料の提出を求めることがある。

提出先

〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1（本部棟 1 階）

総務部会計管理課契約係

- (1) 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) 個人で商号を用いる場合は、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)とする。
- (2) 身分証明書等(個人で商号を用いないで営業をしている者のみ必要とする。)
 - ア 身分証明書(区市町村長が発行するもの)
 - イ 登記されていないことの証明書(指定法務局等の登記官が発行するもの)
- (3) 個人事業の開業・廃業等届出書(個人で営業をしている者のみ必要とする。)
- (4) 財務諸表(法人にあつては、審査対象事業年度の決算に関するもの(審査対象事業年度が 12 か月に満たないときは、審査対象事業年度の前事業年度の決算に関するものも提出すること。)、個人にあつては、申請日の前年の貸借対照表及び損益計算書)
- (5) 障害者雇用状況報告書(控)若しくは障害者雇用数計算書(加点対象となる場合のみ必要とする。)
- (6) 認証書、登録証、許可証、届出書等の写し(別表 4 に示す営業種目(取扱品目)に申請する者のみ必要とする。)

2 申請及び提出書類に用いる言語等

- (1) 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。
- (2) 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨とし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

第5 申請の承認と受付票等

第3及び第4に定めるところにより申請を行った後、本法人において必要な資格審査を行い、決定後、競争入札参加資格審査結果通知書及び受付票を送付する。申請者は、送付された当該受付票に実印その他必要な印の押印及び印鑑証明書の貼付をしなければならない。

第6 審査結果の通知、資格を有すると認める期間及び資格の取消し

- 1 資格審査申請の審査結果の決定は、競争入札参加資格審査結果通知書により行う。
- 2 入札参加資格審査は、入札案件毎に行う。別の入札案件には適用しない。このことから、当該入札案件において、入札参加資格が付与された場合も他の入札案件への参加を希望する場合は、再度同様の申請を行わなければならない。なお、東京都の入札参加資格を有することとなった場合は、本法人の入札参加資格の申請は不要である。
- 3 入札参加資格を付与された後に、第1に該当することとなった者又は発行した手形若しくは小切手が不渡りとなり銀行当座取引を停止された者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。

第7 虚偽の申請をした者の取扱い

- 1 申請手続において、虚偽の記載(以下「虚偽申請」という。)をしたことが判明した者は、競争入札の参加資格を与えない。
- 2 入札参加資格を付与された後に、虚偽申請をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消す。
- 3 1により参加資格を与えられなかった者又は2により参加資格を取り消された者は、本法人が別に定める期間、競争入札参加資格審査の申請をすることができない。

第8 警視庁等捜査機関への情報提供、照会等

競争入札参加有資格者に関する情報については、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるために、警視庁等捜査機関等へ提供し、又は照会等に使用することがある。

第9 その他

この基準の実施について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

- 1 この基準は、特例規程第 1 条に定める改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日の前において行われた公告その他の契約で、同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附則（31 公大首總會第 447 号）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（6 東公法總會第 76 号）

この基準は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

別表1(第2関係)

1 物品の営業種目

営業種目番号	営業種目名
001	文房具事務用品・図書
002	事務機器・情報処理用機器
003	学校教材・運動用品・楽器
004	什器・家具
005	荒物雑貨
006	工業用ゴム製品
007	繊維・ゴム・皮革製品
008	室内装飾品等
009	家電・カメラ・厨房機器等
010	自動車・自転車
011	燃料・ガス・油脂
012	電車両・軌道用品
013	船舶・航空機
014	理化学機械器具
015	工作用機械器具
016	産業用機械器具類
017	通信用機械器具類
018	農林水産業・建設用機械器具
019	医療用機械器具
020	医薬品・診療材料・介護用品
021	コンクリート・セメント
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品
023	電線・絶縁材料
024	標識・看板等
025	工業薬品・防疫剤
026	警察・消防・防災用品
027	造園資材
028	百貨店・総合商社
090	その他の物品
099	不用品買受

2 委託・その他の営業種目

営業種目番号	営業種目名
101	印刷
102	複製業務
103	建物清掃
104	電気・暖冷房等設備保守
105	警備・受付
106	通信施設保守
107	環境関係測定機器保守
108	ボイラー清掃
109	浄化槽・貯水槽清掃
110	道路・公園等管理
111	害虫等駆除
112	廃棄物処理
113	管渠清掃
114	運送等請負
115	広告代理
116	映像等製作
117	航空写真・図面製作
118	医事業務
119	給食関係業務
120	催事関係業務
121	情報処理業務
122	検査業務
123	都市計画・交通等計画業務
124	土木・水系関係調査業務
125	市場・補償鑑定関係調査業務
126	環境関係業務
127	下水道管路調査業務
128	クリーニング
129	汚泥脱水機ろ布
130	浄水場・処理場機械運転管理
131	賃貸業務
132	労働者派遣
133	樹木・緑地等保護
134	企画立案支援
135	事務支援
190	その他の業務委託等
201	ライフライン

別表2(第2関係)

客観的審査事項の付与数値及びそれに基づく等級の格付

1 年間総売上高

年間総売上高	付与数値	
	物品(a)	委託(b)
1,000億円以上	60	55
300億円以上 1,000億円未満	57	52
100億円以上 300億円未満	54	49
50億円以上 100億円未満	51	46
30億円以上 50億円未満	48	43
20億円以上 30億円未満	45	40
10億円以上 20億円未満	42	37
7億円以上 10億円未満	39	34
5億円以上 7億円未満	36	31
3億円以上 5億円未満	33	28
2億円以上 3億円未満	30	25
1億5,000万円以上 2億円未満	27	22
1億円以上 1億5,000万円未満	24	19
5,000万円以上 1億円未満	21	16
1,000万円以上 5,000万円未満	18	13
1,000万円未満	15	10

2 自己資本額

自己資本額	付与数値(c)
30億円以上	10
6億円以上 30億円未満	9
2億円以上 6億円未満	8
1億円以上 2億円未満	7
5,000万円以上 1億円未満	6
3,000万円以上 5,000万円未満	5
1,500万円以上 3,000万円未満	4
300万円以上 1,500万円未満	3
1円以上 300万円未満	2
1円未満	0

3 従業員数

従業員数	付与数値(d)
300人以上	5
50人以上 300人未満	4
20人以上 50人未満	3
5人以上 20人未満	2
5人未満	1

4 流動比率

流動比率		付与数値(e)
140%以上		15
130%以上	140%未満	14
120%以上	130%未満	13
110%以上	120%未満	12
100%以上	110%未満	10
90%以上	100%未満	8
80%以上	90%未満	6
60%以上	80%未満	4
	60%未満	2

(注)

- (1) 流動資産(分子)が「0」のときは、付与数値は0とする。
- (2) 流動負債(分母)が「0」のときは、付与数値は15とする。
- (3) 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」のときは、付与数値は0とする。

5 営業年数

営業年数		付与数値(f)
50年以上		10
40年以上	50年未満	9
30年以上	40年未満	8
25年以上	30年未満	7
20年以上	25年未満	6
15年以上	20年未満	5
10年以上	15年未満	4
5年以上	10年未満	3
1年以上	5年未満	2
	1年未満	0

6 実雇用率

実雇用率	付与数値(g)
2. 3%以上	5
2. 2%以上2. 3%未満	3
2. 2%未満	0

実雇用率＝

$$\frac{\begin{array}{l} \text{障害者である労働者※1の数} \\ + \text{障害者である短時間労働者※2の数} \times 0.5 \end{array}}{\begin{array}{l} \text{労働者※1の数} \\ + \text{短時間労働者※2の数} \times 0.5 \end{array}}$$

※1 「労働者」から短時間労働者を除く。

※2 「短時間労働者」は、週所定労働時間が20時間以上
30時間未満の労働者をいう。

7 総合数値の計算式

(1) 「物品の買入れ」 営業種目番号 001～099

$$\text{総合数値} = (a) + (c) + (e) + (f) + (g)$$

(2) 「委託・その他」 営業種目番号 101～190

$$\text{総合数値} = (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g)$$

8 等級の格付

総合数値	等級
70以上	A
40以上 70未満	B
40未満	C

別表3(第2関係)

主観的審査事項に基づく等級の格付及び発注標準金額

1 第1グループ(事務用品、什器関係)

営業種目 文房具事務用品・図書、学校教材・運動用品・楽器、什器・家具、燃料・ガス・油脂

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
1億円以上	A	1,000万円以上
3,000万円以上 1億円未満	B	300万円以上 1,000万円未満
3,000万円未満	C	300万円未満

2 第2グループ(繊維、雑品関係)

営業種目 荒物雑貨、工業用ゴム製品、繊維・ゴム・皮革製品、室内装飾品等、医薬品・診療材料・介護用品、標識・看板等、警察・消防・防災用品、造園資材、百貨店・総合商社、その他の物品、不用品買受

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
2億円以上	A	2,000万円以上
3,000万円以上 2億円未満	B	300万円以上 2,000万円未満
3,000万円未満	C	300万円未満

3 第3グループ(機械、資材関係)

営業種目 事務機器・情報処理用機器、家電・カメラ・
厨房機器等、自動車・自転車、電車両・軌道用品、船舶
・航空機、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用
機械器具類、通信用機械器具類、農林水産業・建設用
機械器具、医療用機械器具、コンクリート・セメント、鉄
鋼・非鉄・鋳鉄製品、電線・絶縁材料、工業薬品・防疫剤

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
3億円以上	A	3,000万円以上
3,000万円以上 3億円未満	B	300万円以上 3,000万円未満
3,000万円未満	C	300万円未満

4 第4グループ(印刷関係)

営業種目 印刷、複製業務

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
2億円以上	A	2,000万円以上
3,000万円以上 2億円未満	B	300万円以上 2,000万円未満
3,000万円未満	C	300万円未満

5 第5グループ(給食業務、情報処理業務、その他業務関係)

営業種目 運送等請負、広告代理、映像等製作、医事業務、給食関係業務、催事関係業務、情報処理業務、下水道管路調査業務、クリーニング、汚泥脱水機ろ布、浄水場・処理場機械運転管理、労働者派遣、事務支援、その他の業務委託等

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
3億円以上	A	3,000万円以上
5,000万円以上 3億円未満	B	500万円以上 3,000万円未満
5,000万円未満	C	500万円未満

6 第6グループ(清掃、警備、保守管理及び調査業務関係)

営業種目 警備・受付、通信施設保守、環境関係測定機器保守、ボイラー清掃、浄化槽・貯水槽清掃、道路・公園等管理、害虫等駆除、廃棄物処理、管渠清掃、検査業務、都市計画・交通等計画業務、土木・水系関係調査業務、市場・補償鑑定関係調査業務、環境関係業務、樹木・緑地等保護、企画立案支援

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
3億円以上	A	3,000万円以上
1億円以上 3億円未満	B	1,000万円以上 3,000万円未満
1億円未満	C	1,000万円未満

7 第7グループ(建物清掃、賃貸業務関係)

営業種目 建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、航空写真・図面製作、賃貸業務

営業種目別売上高	等級	発注標準金額
5億円以上	A	5,000万円以上
1億円以上 5億円未満	B	1,000万円以上 5,000万円未満
1億円未満	C	1,000万円未満

別表4(第4関係)

【営業種目(取扱品目)別提出書類】

種目番号・ 営業種目	取扱品目	提出書類
010 自動車・自転車	14 車検整備・分解整備	普通自動車分解整備 事業認証書の写し 小型自動車分解整備 事業認証書の写し 軽自動車分解整備事 業認証書の写し ※いずれかの写し1 つ以上 ※自動車特定整備事 業認証書でも可
011 燃料・ガス・油脂	06 LPガス	液化石油ガス販売事 業登録通知書の写し
099 不用品買受	02 機械	古物商許可証の写し
	03 自転車及び自 動車等	古物商許可証の写し
	04 遺失物	古物商許可証の写し
105 警備・受付	01 施設警備	警備業認定書の写し
	02 機械警備	警備業認定書の写し
	03 その他の警備 (現金輸送を含 む。)	警備業認定書の写し
	08 屋外警備	警備業認定書の写し
109 浄化槽・貯水槽 清掃	01 浄化槽清掃・ 浄化槽保守点検	浄化槽清掃業許可証 及び浄化槽保守点検 登録証の写し

112 廃棄物処理	01 一般廃棄物処理(収集・運搬)	一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
	02 一般廃棄物処理(中間処理)	一般廃棄物処分業許可証の写し
	03 一般廃棄物処理(処分)	一般廃棄物処分業許可証の写し
	04 産業廃棄物処理(収集・運搬)	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	05 産業廃棄物処理(中間処理)	産業廃棄物処分業許可証の写し
	06 産業廃棄物処理(処分)	産業廃棄物処分業許可証の写し
	07 特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬)	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	08 特別管理産業廃棄物処理(中間処理)	特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し
	09 特別管理産業廃棄物処理(処分)	特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し
114 運送等請負	07 一般旅客自動車運送事業	一般旅客自動車運送事業許可証の写し
121 情報処理業務	06 セキュリティ対策(Pマーク取得者)	プライバシーマーク(Pマーク)登録証の写し
	07 セキュリティ対策(ISO27001/ISMS認証取得者)	ISMS(ISO/IEC27001/又はJISQ27001)の認証を受けていることを証する書類の写し

125 市場・補償鑑定 関係調査業務	05 不動産鑑定調 査	不動産鑑定業者登録 証明書の写し
132 労働者派遣	01 労働者派遣	労働者派遣事業許可 証の写し
133 樹木・緑地等保 護		建設業許可通知書 (造園工事業)の写し
135 事務支援	11 債権管理回収 業務	債権管理回収業営業 許可証の写し
190 その他の業務委 託等	01 旅行	旅行業登録証の写し 代理店業登録証の写 し ※一方又は両方の写 し

入札参加資格申請書

東京都公立大学法人

入札参加希望の件名
(特定調達契約案件)

--

産業分類

☐卸売業 ☐製造業 ☐小売業 ☐サービス業 ☐その他

商号

ふりがな

商号名称

代表者

ふりがな

氏名

登記上の本店所在地

郵便番号

—

住所

実際の本店所在地

郵便番号

—

住所

代理人

代理人の所属

☐本店 ☐支店

支店名称

(例) 東京支店

所属部署

(本店内に代理人を設ける場合)

役職

(例) 東京支店長

ふりがな

氏名

郵便番号

—

住所

入札・契約に関する連絡先

電話番号

FAX番号

メールアドレス

資本金・経営状況

資本金

(千円) 登記されている資本金額

流動資産

(千円) 貸借対照表の流動資産合計の額

総資産

(千円) 貸借対照表の総資産合計の額

流動負債

(千円) 貸借対照表の流動負債合計の額

自己資本

(千円) 貸借対照表の純資産合計の額

総売上高

(千円) 損益計算書の総売上高※消費税抜き

流動比率(流動資産÷流動負債×100)

(%)

納税状況

法人税(所得税)

(千円)

法人事業税(個人事業税)

(千円)

消費税及び地方消費税

☐完納 ☐未納

申請営業種目

営業種目名

取扱品目ごとの売上高

取扱品目名称

当該事業年度の年間総売上高

1		(千円)
2		(千円)
3		(千円)

4			(千円)
5			(千円)

設立年月日(営業年数) 年 月 日(年)

従業員数

 (人)

障害者優先調達推進法対象団体 ☐ 該当 ☐ 該当なし

障害者実雇用率

 (%)

社会保険等の加入状況 ☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外

ISO認証等

ISO9000シリーズ	登録番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>
環境マネジメントシステム	登録番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>

技術者資格免許等

申請営業種目が情報処理業務の場合

SE(A)	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table>	(人)
SE(B)	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table>	(人)
SE(C)	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table>	(人)
オペレーター	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table>	(人)

関係会社(子会社等)

商号又は名称	議決権割合(%)
1 <table border="1" style="width: 250px; height: 20px;"></table>	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table> (%)
2 <table border="1" style="width: 250px; height: 20px;"></table>	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table> (%)
3 <table border="1" style="width: 250px; height: 20px;"></table>	<table border="1" style="width: 80px; height: 20px;"></table> (%)

許認可情報

許認可名称	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>	(例)東京都知事)
許認可番号	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>	
許認可権者	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>	
取得年月日	年 月 日	
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備考	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>	

申請事務担当者

所属部署	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>
担当者名	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>
電話番号	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>
FAX番号	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>
メールアドレス	<table border="1" style="width: 200px; height: 20px;"></table>

留意事項

- ・申請の手引は、以下URLの東京都の申請の手引により、当該申請書(法人様式)に必要な項目を記載してください。
<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp>
- ・当該申請書に以下の資料を添付してください。
「商業・商号登記簿謄本(正本)」※個人の場合は、身分証明書等(申請日の前3ヶ月以内)
「個人事業の開業・廃業等届出書」※個人で営業をしている者のみ必要とする。
「財務諸表」(貸借対照表・損益計算書)※審査対象事業年度の決算。個人の場合は申請日の前年のもの。
「障害者雇用状況報告書(控)」若しくは「障害者雇用数計算書」※加算対象となる場合のみ必要とする。
その他営業種目(取扱品目)別提出書類(各種許可証等の写し)
- ・なお、開札の日時までに資格の審査を終了することができない場合は、当該入札に参加することはできません。
- ・また、審査終了前に提出された入札書は受理しますが、開札日時までに審査が終了しなかった場合又は入札参加資格がないと認めたときは、当該入札書を返還します。